

# 「芸術表現を支える社会ルール ——コンプライアンスの基礎知識」

志田陽子(武蔵野美術大学)

※講演では画像入りのスライドを使用しますが、受講者のお手元に配布するレジュメは、テキストのみで要点をコンパクトにまとめたものにしました。

## はじめに

近年、芸術表現と法にかかわって多くの社会問題が起きてきました。

インターネットの発展や、社会のグローバル化・多文化化に伴い、表現活動を取り囲む環境も急激に変化してきました。そのため、共存社会に生きる表現者として、これに対応したさまざまな法ルールや社会倫理について知っておく必要が増えています。その中には、表現者がしっかり覚悟してタブーに挑戦したり問題意識を伝えたりする局面もありますが、表現者が少し法律(コンプライアンス)の知識を持っておけば無用のトラブルを避けることができたという局面もあります。本講座では、前者の表現の自由を確保するためにこそ後者のコンプライアンスを共有しておきたい、という観点から、芸術家・研究者・教育者にとって必要な法律や学術倫理の基礎知識についてお話しします。

## 導入 大学で起きたコンプライアンス問題

- ・首都大ドブス写真集事件 (学生のネット投稿の例)
- ・多発する「ねつ造」「剽窃」事例 (教員研究者の例)

## 1 表現活動を支える法 「表現の自由」概論

- ・表現の自由はなぜ大切か。その理路を知ることで見えてくる「責任」「自律」がある。  
⇒まず「表現の自由」の大切さから入り、その限界と、大学の配慮責任(自律)について見ていく。
- ・「精神的自由」—— 憲法 21 条「表現の自由」、23 条「学問の自由」の基本的意味
- ・「表現の自由」はなぜ大切か 配慮責任を考える前提として
  - ・個人各人の人格形成と社会的存在性の基盤
  - ・真理への到達のために不可欠の前提
  - ・民主主義社会にとって不可欠の前提
  - ・共存(暴力の克服)のために不可欠の前提
  - ・萎縮しやすい、弱いものなので「権利」として手厚く保護
- ・「表現の自由」と《公》との関係の発展
  - ・「公権力からの自由」:近代型、検閲禁止型
  - ・公権力に仕事を求める局面:情報公開、「公の施設」(文化インフラ)の整備
  - ・公権力による支援と、支援の中の自由:文化政策:支援の中の「自由」  
——文化芸術基本法の制定

## 2 「表現の自由」の限界(これをやると法律的にアウト)

- ・海と島のイメージでとらえる
  - 以下の知識をもっていれば、島以外のところは「自由」だという自信が持てる
- ・人格権
  - ・名誉毀損
  - ・プライバシー権(学校の個人情報保護義務、守秘義務、アウトティング問題など)
  - ・肖像権(本人の意に反する写真撮影・公開はアウト)
  - ・平穏生活権(騒音被害問題)(ムサビ学生生活課も芸祭時には苦慮する場面が)
  - ・その他、本人の社会生活や私生活や自己決定を害する事柄
- ・差別表現、ヘイトスピーチ
  - ・2016年の「解消法」は自治体に努力要請
  - ・法律では規制しきれない⇒メディアや学校の自律的努力に期待
- ・性表現、暴力表現
  - ・法令上規制されているもの——刑法175条「わいせつ」、児童ポルノ、条例上の青少年健全育成を目的とした規制(有害表現規制)
  - ・法令上規制されていないが不適切とされるリスクの高い表現も
- ・知的財産権法——主に著作権法
  - ・他者の創作物を、無断で利用すると、著作権侵害に。
- ・インターネット社会ではこれらのすべてについて、権利侵害の度合いが高まっている。
  - 拡散の時間(瞬時)、範囲(世界中)、量(大量複製)、質(劣化なしのデジタル複製)、文脈無私の切り取り編集による論い(あげつらい)、誹謗中傷加害の伝染性と被害者の心理的孤立感など…
- ・社会の安全、公正な取引などの保護
  - ・交通標識や公共標章の使用、改変の禁止
  - ・通貨偽造の禁止
- ・他者の所有権
  - ・他者の家の壁や自動車にグラフィティ描画——違法。原状回復+損害賠償責任
  - ・他人から展示用に借りた美術作品に改変——違法。器物損壊&著作権侵害

## 3 「ポリティカル・コレクトネス」とは

- ・日々進展する反省と適切性基準
- ・法的にアウト(違法)とは言えないが、平等社会、包摂型社会を実現する上で不適切な表現
- ・気付きを促す対抗言論としての「ポリティカル・コレクトネス」(政治的正しさ:適切性)
  - ・一発アウトのルールとはとらえない
  - ・学校ではハラスメント問題や、不適切発言問題となる場合も

## 4 学校教育における配慮責任

(法律的にアウトな事例、配慮が必要な事例、萎縮しすぎ事例…)

- ・首都大学東京での事例
  - ・学生が作成&アップした表現物自体は法的にアウトな事例(肖像権侵害)
  - ・むしろネット社会の側の「炎上」の激しさの問題性のほうが浮き彫りになった
  - ・リスクをゼロにすることは不可能⇒大学のその後の真剣な対応から学ぶべき  
(再発防止のための研修授業導入や、学外公表に関するルール策定など)
- ・高校演劇「明日のハナコ」の公開中止事例は…(こちらは萎縮事例ではないか…)
- ・萎縮しすぎると、表現、芸術を学ぶ意味がうしなわれてしまう  
⇒そのためにこそ知識共有を

## 5 芸術・学術の自由と「自律」ルール(「研究不正」の重さ:取扱いの重さと社会的制裁)

- ・学術・芸術におけるコンプライアンス (「研究不正」各論:ねつ造、剽窃、名誉毀損)  
学術的・芸術的価値は法ルールでは評価できないが、不正問題は法律問題。  
捏造、剽窃は著作権侵害だけでなく、研究倫理違反
- ・学術・芸術の適正性・公正性は、いまでは「公共の関心事」  
研究不正、芸術創作上の不正、ハラスメントは厳正な認定手続きが必要  
(不確かな根拠でこれを言い立てると名誉毀損に)
- ・芸術・学術の場で起きやすいハラスメントと、学校の配慮責任  
指導の過程で起きやすいハラスメント  
授業内容がハラスメントに問われる事例も  
大学の自治による必要性認定と、真摯な取り扱いと、事前告知の組み合わせ  
裸体表現、性表現、暴力表現、美術解剖学上の凶像など
- ・不当懲戒等とならないよう、当事者双方からの綿密なヒアリングが必要。  
絶対的ハラスメント事例と、気付きのコミュニケーションで対応できる事例とがある

## さいごに

コミュニケーションの大切さ:

一発アウトとはとらえない。一発アウトと思うと隠したくなり、トラブル解決が困難になる自己や他者(とくに指導者)の言動や価値観を尊重しつつ、常に相対化できる余裕・距離を。「表現の自由」における「自由」とは、常に相対化可能性を確保しておく、という意味もある。

2022年1月13日作成

## 事前にいただいた質問についての簡単な回答

1月12日時点でいただいた質問について、回答要点メモです。

**Q・国内の法だけでなく気をつけなければならない海外の法律などがあれば合わせて知りたいです。**

A・海外に出ているときには、現地の法律が適用されますので、現地の法律(著作権法や名誉毀損、プライバシー権、個人情報保護ルールなど)を知っておくのがよいと思います。細かい部分で国ごとの違いはありますが、おおまかなところは共通です。以下、注意点をいくつか書き出しておきます。

- ・「ハイトスピーチ」は、日本以外の国(とくにヨーロッパ、アフリカ)では、刑事罰で罰している国が多いです。また、その国の歴史経緯によって特別に重く禁止されている表現や学説があります。
- ・「ホロコーストはなかった」とする見解を学説として公表することを禁じている国があります。
- ・宗教人格権に基づいて、他者の信仰(神や教義)を侮蔑する表現を罰している国があります。とくにイスラム圏ではイスラムの神を視覚的に描くこと、嘲笑することは重罰の対象となります。
- ・日本の「わいせつ規制」のような性表現規制を残している国は少ないですが、児童ポルノと差別虐待を助長する可能性のある性表現を禁止している国は多いです。多様性を重んじるカナダ、イギリスは、少数民族の伝統文化表現を保護するなどの政策をとる反面、こうした性表現には厳しいです。
- ・その他、アメリカ南部州では十字架を燃やす表現、ドイツではスキンヘッドに革ジャンパーのファッションなどが、人種差別主義者と誤解される例があります。

**Q・芸術家としての現実的な due diligence の進め方(創作における調査研究、作品の流通販売、所属する大学や機関などについて)**

A・具体的なことは、それぞれの研究・創作分野に応じて異なりますので、私にそれら全般について講じる資格と力量はありません。が、すべての領域について一般化できるルールとしては、各段階における「インフォームド・コンセント」(個人情報保護を含む)が必須だと思います。社会学分野における聞き取り調査だけでなく、芸術分野における作品制作や販売の過程でも、多くの人が活動関係者としてかかわってきます。それぞれの段階で、意に違反する協力強制・出演強制・肖像使用や、意に反する複製販売や、意に反する個人情報流出が起きないように配慮が必要です。ワークショップなどの記録を公開する場合、参加者に事前にその了解をとる必要があります。

・「倫理違反」として代表的な「剽窃」「捏造」「名誉毀損」については講義本編でお話しする予定です。

**Q・著作権関連の質問です。学生で、自分が関わっていない一般の展覧会や演劇のチラシ多数を自分の作品に貼るということを計画している者がいます。この場合、著作権問題が発生しますか。**

A・発生する可能性が大きいです。それぞれのチラシを細かく切り刻んで、そこに表現されている画像の特徴・魅力とは関係のない素材(タイル素材のようなもの)として使用する場合には、著作権は発生しません。が、そこに表現されている画像の特徴・魅力を利用する使い方をする場合には、著作権は発生します。非公表の習作としてであれば問題ありませんが、学外に公表する、コンペ等に応募するという予定であれば、各権利者に許諾をとる必要が出てくると思います。

ただ、そうしたチラシがたくさん散らかっている部屋や床を背景として人や静物が写っているという場合には「背景映り込み」として許容される場合もあります。画面の中で特定のチラシが主要な(その特徴・魅力において人目を引く)役割を果たしていないことが条件となります。

2022年1月13日記